

平成 27 年 11 月 5 日

お客さま各位

かながわ信用金庫

「個人インターネットバンキング利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、金融機関が提供しているインターネットバンキング（以下、「個人 I B」という）において不正送金被害が多発しており、当金庫ではすでにご案内の通り、平成 27 年 7 月 30 日現在で 1 年以上ご利用がないお客さまの個人 I B の利用を停止させていただいております。

今般、以下の通り「個人インターネットバンキング利用規定」を一部改定いたしましたのでお知らせいたします。

また、本改定に伴い利用停止させていただきました個人 I B につきましては、一定期間（個人 I B サービス利用停止後 3 ヶ月）に利用開始のご連絡等がないお客さまの個人 I B 契約は自動解約となりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、自動解約となった個人 I B サービスを再度ご利用される場合には、お手数ではございますが、改めて個人インターネットバンキング利用申込手続きが必要となります。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「個人インターネットバンキング利用規定」の改定について

改定日 平成 27 年 11 月 1 日

改定項目 第 18 条 解約等

3. サービスの利用停止

(1) 1 年以上にわたり本サービスの利用がない場合

また、サービスの利用停止後 3 ヶ月が経過した時点で、本サービスを継続して利用する旨の連絡等がない場合は自動解約となります。

改定点 本サービスの利用が 1 年以上ないことによって利用停止された場合、さらに 3 ヶ月が経過した時点で、継続して利用する旨の連絡等がない場合は自動解約となります。

利用規定はこちら≫

2. 1 年以上ご利用がなく利用停止されている個人 I B の自動解約について

平成 27 年 12 月 1 日より順次、自動解約となります。

以上